

会員の表決に関する細則

平成 2年12月28日 制 定

平成18年 6月16日 一部改正

この細則は、摩擦接合技術協会会則第8条に規定する会員の表決権に関する手続き的な事項について、同会則第34条の規定に基づき、下記の通り定めるものである。

1．団体会員は次に示す表決権を有する。

特級団体会員：5個の表決権

1級団体会員：3個の表決権

2級団体会員：2個の表決権

3級団体会員：1個の表決権

2．個人会員及び名誉会員は1個の表決権を有する。